

件名： 第1回後見報告書の記載事項と実態

参照：2023/04/18 西山紀男発書簡「安部成年後見人へ職務の履行を要請いたします」

2023/04/21 付、安部高樹司法書士からの返信メールに関して、令和元年7月7日付、「第1回後見事務報告書 追加報告書」から、西山キミエと辻恭子に関する記載事項を抜き出し、客観的データを注記して「記載事項と実態」を作成しました。

【記載事項と実態】

報告 13. 昭和54年3月、夫 留太郎 逝去

報告 13. 平成2年ころ、泉町の家を解体し、新たに家を建て
本人と恭子氏らが同居することとした。

平成2年10月、みのり園からの帰り、泉町の家に立ち寄ったところ、キミエがいない、屋内は空き家だった。紀男には秘密裏に計画し実行された。

報告 14. 建築代金は全部で約3000万円であり、これを
本人と辻俊雄氏が半分ずつ出すことにした。

キミエは美年子に「喜々津の土地を売って恭子に現金3,500万円を渡した。」と伝えていた。事実は、平成2年キミエは土地2ヶ所を売却。
・多良見町化屋名字上野は1,210万円
・諫早市城見町53番は2,790万円

辻俊雄氏は、自己資金と生活金融公庫からの借入で資金を用意した。

恭子氏らは、本人の意向で辻俊雄氏単独の名義としたと説明。

泉町の不動産登記事項証明書の乙区の記録は、平成2年11月、俊雄は住宅金融公庫に1,850万円のローンを設定した、平成7年10月、1,690万円を返済し、完済。

建設代金はキミエからの現金3,500万円で賄い、贈与税逃れを演じている。

平成7年3月、紀男と美年子が長崎で用事を済ませ、新築の家に（キミエが一人住んでいた）立ち寄った折、辻恭子が来て曰く、建設資金（1,800万円のローンの残り1,200万円）について税務署の係官から詰問されたが、「お金は貯めていた。」と主張して税務署員を追い返した、と。
美年子は、恭子からこの自慢話を二度聞かされました。

平成7年5月1日～平成17年8月29日の間、キミエは辻恭子家族と同居

平成17年9月、本原の「介護施設」に入居

平成17年10月、みのり園からの帰り、泉町の家立ち寄ったところキミエがいない。恭子曰く「キミエの認知症による金銭のトラブルが続き、介護施設に入れた。」と辻恭子と俊雄からの説明は下記のとおり。

老人ホーム入所のいきさつ：

紀男が恭子から聞いたことを記載します。

平成16年秋、本原の老人介護施設に入居する前年、辻恭子から電話があった。

「このところ母は痴呆症の症状がひどくなっている。」

母から「お金が無くなっている、恭子が盗っただろう？」と責められることが多くなった。

市役所の介護認定の担当者に訪問してもらったところ、母は「私は健康で、頭はしっかりしている。ポケテなどしてない。」と言って、担当者を追い返した。

平成17年秋、三和町の「第二みのり園」に行った帰り、泉町の家立ち寄ったら、母が居ない。

恭子に尋ねたところ、次の説明があった。

「お金が無くなってる。恭子、盗っただろう？」

出さんね。」との責めが頻繁に起きる。

それも、昼間だけじゃなく、夜遅く2階の寝室まで階段を上って来て、「お金が無くなってる。恭子、盗っただろう？」と責め立てられ、睡眠どころではなく、ノイロー

ぜ気味になった。
とても耐えられなくなったので、本原の老人介護施設に入れた。

この時点で、母はお金の管理が出来なくなって
いたことは明らかです。
それにも拘らず、入所後の支出に、「母の了解を得
ていた。」との言い訳は通用しない、横領です。

平成 19 年 3 月、「かいごの花みずき」に入居

平成 19 年 10 月、恭子の案内でかいごの花みずき
を訪問したとき、
キミエ曰く「恭子からこんな所に押し込まれた。」
これは本人の納得無しの入居であった。
この後、我々夫婦と 4 人で食事をした時、
俊雄曰く、「キミエ母は二世帯住宅に同居する
以前から頭が大分おかしかった。」

報告 19. 平成 24 年～25 年ころに本人の意思能力がどのよう
であったかということは、～ 文章番号「36」に書きます。

報告 36. 平成 24 年 3 月乃至の平成 25 年 3 月の本人についての
「施設介護経過表」(資料 10)を添付します。
これをみる限り、後見人の感想としては、
この時期に本人の能力がほとんどなかったか、
または非常に低下していた、というようなことは
決していうことができないのではないかと思います。

紀男： この件に関して、「第 1 回後見事務報告書 追加報告書」に添付の「施設介護
経過表」(平成 24 年 3 月 30 日～平成 25 年 3 月 29 日)から認知症の症状と
分る記録を抜粋しました。
注： 謄写の文字が極めて薄く、解読するのに苦労した (2 倍に拡大して解読)。
安部成年後見人は、資料の謄写が極めて薄い箇所は原本と照合して内容を確認
できる立場にあるのに、何故それを怠ったのか？ 疑問を持ちました。

内容を解読すると、殆どが生活記録であり、その中の認知症と分る記録を次に転記します。

- ① 平成 24 年 9 月 31 日、センサーコールにて訪室時、
朝ご飯を食べてない。誰も食べさせてくれんやった。と夕食のあとも、
冷蔵庫の中から栄養ドリンクとビワゼリー半分を食べてられた。
- ② 平成 25 年 2 月 2 日、居室のベッドにあるノートを見て、
「通帳が無いと書いてある」と書いてあった為、不穏気味になられた。
- ③ 平成 25 年 2 月 3 日、お昼ご飯を食べてないのでお腹が空いた、
と何度も訴え有、声掛けにて対応する。
- ④ 平成 25 年 2 月 18 日、センサーコールにて訪室すると
尿失禁したパンツを洗うと言われ、出て行こうとされていた帰り、
楽パンツを預り洗う。
通帳と財布を娘が持って行った、と何度も話される。
- ⑤ 平成 25 年 2 月 23 日、朝食後、「牛乳をまだ飲んでない」と言われたので、
飲んでいることを説明したが、本人納得されない様子、
結局 2 杯飲まれる。

上記の記録から、認知症はかなり進行しており、施設はこの状態を踏まえて対応していたことが分かります。

報告 17～19. 平成 17 年 8 月 26 日以降の十八銀行住吉支店の普通預金の動きで気になるもの：

紀男： この件に関し、以下に通帳の記録を集計しました。

詳細は、2019 年 12 月 01 日付、西山紀男発、書簡 18 ページ・グラフ及び
2020/05/19 付、書簡「後見等事務報告書に関する質問」質問 5 を参照ください。

辻俊雄名義の費用：

- ① 泉町 辻俊雄名義の家屋修理代 ¥100 万円
- ② 自動車の購入代 ¥100 万円
- ③ 水道、電気、NHK 受信料 ¥439 万円（キミエの老人ホーム入居後）
- ④ 下水道管取替工事 ¥10 万円

合計 ¥649 万円

これらは、すべて辻家族の生活費であり、本人の納得無しに介護施設へ入居させた後も、俊雄は名義変更をせず、キミエの口座から支出していたことは、常軌を逸している。

かいごの花みずきの日誌「施設介護記録表」の記録から分かるように、キミエは認知症が可成り進行していた。

特に、項目③の水道の水、電気の光熱などは、人間が生きていくために不可欠の要素であり、キミエも、これらを施設管理費として花みずきに支払っています。

報告 8. 「平成 19 年に本人が花みずきに入所するまで、本人と恭子氏らは泉二丁目の家で一緒に生活していたが、生計は別だった。」

紀男： しかし、生活の実態は、全く逆であり、上記の事例から明らかなように、辻恭子は、キミエを本人の納得無しに介護施設へ入居させていた。
入居後の事例についても、「キミエの了承を得ていた」等、了承の物的証拠も何もない虚偽の説明を後見人へしたことになります。
辻俊雄名義の費用 ¥649 万円は、キミエに返済すべきものです。
成年後見人 安部高樹司法書士は、当然、恭子に返済を請求すべきです。

報告 46. 以上より、現時点では、恭子氏らが本人の意思に反してまたは本人の意思とは無関係に本人の財産を自己のものとして保管した、または費消したとみなし、そしてそれゆえにそうした財産を本人に返還せよと求めることはきわめて困難であると後見人は考えていることを報告します。

紀男： 上記の一連の経過事例とその実態から、老人介護施設への入居以前からキミエは痴呆症が進行していたことが分ります。
本人の同意を得ないまま、やっとの思いで介護施設に入居させた後の事例に「キミエの了承を得ていた」との虚言は到底許されるべきではありません。
入居後に支出した辻俊雄名義の費用 ¥649 万円は、キミエに返済すべきものです。

次に、

2023/04/13 付、安部高樹 司法書士からの同件返信に、次の記載があります。

当職はキミエ様の後見事務について長崎家庭裁判所の指導・監督下にありますので、長崎家庭裁判所に西山紀男様よりご意見等をお伝えいただき、その上で長崎家庭裁判所が辻恭子氏らがキミエ様にこれらの支出分を返還すべきと判断し、この判断を当職に伝えた場合には、当職は辻恭子氏らに支出分の返還を請求する準備を始めます。

疑問 1. 安部高樹成年後見人は、何故、辻恭子に返還請求ができないのでしょうか？

疑問 2. 安部高樹成年後見人は、被後見人の立場を軽視し、加害者の立場を

重視するのでしょうか？

疑問3. 成年後見人制度では、申立人は、成年後見人宛に直接ではなく、家庭裁判所に申し立て、家庭裁判所に判断させるルールになっているのでしょうか？

疑問4. これは成年後見人の逃げ口上でしょうか？

疑問5. 辻恭子と不法な取引等があったのではないかと疑いたくなります。

家庭裁判所に提起し、裁判所の判断を仰ぐことが比較的容易に出来るのであれば、この方法を探りたいと思います。

以上、

添付： 追加報告書添付資料：かいごの花みずき「施設介護経過表」(pdf ファイル)